

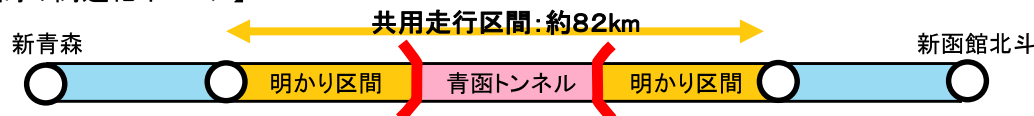
青函共用走行区間における時間帯区分方式による高速走行区間の拡大について 国土交通省

- 青函トンネルを含む在来線との共用走行区間では、新幹線と貨物列車のすれ違い時の安全を確保するため、**通常、新幹線の走行速度を落として運行**している（青函トンネル内：160km/h、トンネル前後の区間（明かり区間）：140km/h）。
- 一方、**貨物列車の走行が少ない特定時期（GW、お盆、年末年始）**は、運用の工夫により、**青函トンネル内において新幹線だけが走行する時間帯に高速走行を行う**、いわゆる「**時間帯区分方式**」を実施。
- 令和2年度の年末年始以降は、時間帯区分方式による210km/h走行を実施し、実績を積み上げてきたところであり、**令和6年度からは260km/h走行を実施**。
- 引き続き、時間帯区分方式による青函トンネル内の高速走行を実施するとともに、**特定時期（年末年始を除く）の明かり区間における260km/h^{※1}での高速走行について、今後検討が順調に進めば令和10年度の実現を目指す**。これにより、明かり区間で約9分、青函トンネル区間と合わせた共用走行区間全体で約14分短縮の見込み^{※2}。
- このため、令和7年度において走行試験用の車両改修やシステム改修等を進める。

※1 最高速度については、高速走行試験の結果を踏まえ、最終的に判断。

※2 整備新幹線小委員会の資料（平成24年4月）に基づき、鉄道局において算出。

【明かり区間の高速化イメージ】



通常時	260km/h	140km/h	160km/h	140km/h	260km/h
特定時期	260km/h	260km/h ※	260km/h	260km/h ※	260km/h

※年末年始を除く。最高速度については、高速走行試験の結果を踏まえ、最終的に判断。



【（参考）現在の高速走行の状況】

- 区間： 青函トンネル内（約54km）上下線
- 速度： 260km/h（通常時は160km/h）
- 実施時期： GW、お盆、年末年始

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	5日間	14日間	15日間	16日間	17日間

- 所要時間： 通常時より5分短縮
（通常時、東京・新函館北斗間は最速3時間57分）
- 対象列車： 始発～15時半頃までの間に、青函トンネルを走行する新幹線上下各7本の計14本

